

仕 様 書				
物品番号		仕様書番号	第	号
品 名	厨芥処理機3号一体型A	作成年月日	令和8年9月2日	
		作成部隊	古河駐屯地業務隊	
		作成責任者	2尉 福田 泰裕	
1 品名(件名)	厨芥処理機3号一体型Aの修理			
2 物品番号	4540-162-3074-5			
3 場 所	陸上自衛隊古河駐屯地 糧食班			
4 適用範囲	本仕様書は、陸上自衛隊古河駐屯地糧食班厨芥処理機3号一体型Aの修理業務について適用する。			
5 修理概要	脱水機部一式の修理			
6 一般事項	(1) 部品の提出 係官が指示する部品を、提出し、承認を受けるものとする。 (2) 部品の検査 本修理に使用する部品は、JIS規格のものを使用し、係官の検査を受け合格したものを使用する。 (3) 後片付け 修理完了した際は、後片付け及び清掃を確実に実施する。 (4) 完了検査 修理が完了した場合は検査官の検査を受ける。			
7 現場管理	(1) 請負業者は、現場の管理にあたり、破損事故については、自らその責に任ずるものとする。 (2) 修理現場については、常に資器材の整理、整頓及び清掃に留意すること。			
8 疑 義	本修理において、疑義を生じた場合は、契約担当官等と調整するものとする			
9 補償・賠償	(1) 試 験 修理契約業者は、本品の機能及び性能に関する試験を実施し、社内技術基準に基づいた「試験成績書」を作成して、検査官に提出する。 (2) 性能検査 修理完成後の本品の性能検査は、修理業者作成の「試験成績書」をもってこれにかえる。 (3) 保証期間 本品の保証期間は検査合格後6箇月とし、その期間中に不良又は損傷が発生した場合には、係官と契約者の協議の結果、修理契約業者負担と判定された部分は無償修理を行う。 (4) 本修理にあたり、隊員もしくは、部外者に傷害を与えた場合又は施設等が破損した場合、この原因が施工に関わると認められた場合には、すべて請負業者が 補償、賠償の責を負うものとする。			